大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

大阪市住宅供給公社

二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設。ただし、別表第二に掲げる駐車場を除く。

三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

ただし、次に掲げるものを除くものとする。

（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること。

（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること。

（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること。

（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること。

（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること。

（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内　大阪市住宅供給公社
理事長　鑿　恒三

和歌山県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成九年十月九日和歌山県条例第四十二号）別表第一及び第二に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

㈠　二で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地並びに長山団地

ア　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理

イ　県営住宅等の修繕に関する業務、その他アに付随する業務

㈡　前号に掲げる団地以外の団地

入居者の募集及び抽選に関する業務

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日

和歌山市十三番丁三〇番地
和歌山県住宅供給公社
理事長　下　宏

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務

㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　野々村　毅

日高村営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　日高村に代わって村営住宅及び共同施設（以下「村営住宅等」という。）の管理を行う者

高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う村営住宅等

日高村営住宅の設置及び管理に関する規則（昭和四十二年二月二十七日規則第一号）別表に掲げる村営住宅等

三　一で定める者が行う村営住宅等の管理の内容

㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務

㈡　村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が村営住宅等の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日

高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　野々村　毅

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 29 年３月 31 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社こやの　②東京都知事(4079278　③代表取締役　田渕道行　④東京都品川区西品川２丁目１番22―201号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区西品川２丁目１番22―201号　株式会社こやの　代表取締役　田渕道行

①トヨタホーム株式会社　②国土交通大臣(3)6467　③代表取締役　山科忠　④愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市泉区泉中央一丁目33―４　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号　トヨタホーム株式会社　代表取締役　山科忠

①株式会社　コアコーポレーション　②東京都知事(7)54044　③代表取締役　小柴慧次郎　④東京都品川区南大井三丁目12番13号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区南大井三丁目12番13号　株式会社コアコーポレーション　代表清算人　小柴慧次郎

①株式会社産建　②大阪府知事(0)22256　③代表取締役　塩崎弥生　④大阪府大阪市淀川区東三国五丁目３番15号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市淀川区東三国五丁目３番15号　株式会社産建　代表取締役　塩崎弥生